

# ブラウニーWEB-EDI サービス契約約款

Inter Work Inc.

## ブラウニー(仮)WEB-EDIサービス 契約約款

Inter Work Inc. (以下「当社」といいます。)は、このブラウニーEDIサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりブラウニーEDIサービスを提供します。

### 第1条 (目的)

本約款は、本業務が常に良好な機能を保持し、正常に使用できるよう本業務の実施を契約申込者が、当社に委託し、当社がこれを受託することに関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (用語定義)

#### (1)WEB-EDI サービス

WEB-EDI サービスとは、契約申込者と当社の間における各種情報交換を、インターネットとブラウザを使用して行うサービスです。

#### (2)ユーザーID

ユーザーIDとは、当社がWEB-EDI サービス利用のために契約申込者に提供する認証用IDです。

### 第3条 (適用範囲)

本契約は、WEB-EDI サービスの利用に関し、契約申込者および当社に適用されるものとします。

### 第4条 (改訂)

本契約は、当社が契約申込者の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で契約申込者甲に通知することにより、その全部または一部を変更できるものとします。当社が本契約を変更した場合には、WEB-EDI サービスの利用条件は、変更後の契約によることとします。

### 第5条 (契約の申込)

WEB-EDI サービスを利用するには、申込者は本契約に同意の上、当社が定める契約申込書に必要事項を記載し当社に提出しなければいけません。

## **第6条**（変更の届出）

1 契約申込者は、申込の際に当社に届出ている内容に変更が生じた場合には、当社が別に定める方法により、速やかに当社に届出るものとします。また合併等により甲契約申込者の地位が承継される場合についても同様とします。

2 変更の届出がなされないことによって甲契約申込者が蒙る不利益については、当社は責任を負わないものとします。

## **第7条**（利用資格の取得）

契約申込者が次の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を取消することができるものとします。

- ① 第27条に定める行為の全部または一部を行った場合。
- ② 契約申込者への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- ③ 本規約に違反した場合。
- ④ その他利用者として不適切と当社が判断した場合。

## **第8条**（必要となる設備）

甲は、WEB-EDI サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他 WEB-EDI サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

## **第9条**（ID、パスワード貸与）

当社は契約申込者に対し、WEB-EDI サービスを利用するために必要な ID、パスワードを貸与します。

## **第10条**（提供情報）

1 当社は契約申込者甲に対し、WEB-EDI サービスを使って以下の情報を提供します。

- ① 商品データベース
- ② 商品発注
- ③ 入荷検品
- ④ 商品返品
- ⑤ 販売BIシステム
- ⑥ 棚卸

2 前項以外の当社が契約申込者甲に提供する情報に関しては別に定めます。

3 契約申込者が当社に提供する情報に関しては別に定めます。

### 第11条 (料金体系)

料金体系は次のとおりとします。

(1) 初期基本料金	60,000円	
(2) データ交換料金	送信出荷(伝票)データの 売上・返品・値引を集計し算出 された純売上額の1%	当月1日～末日までの 純売上額
(3) 付加サービス料金	別途オプション	

### 第12条 (料金等の請求及び支払)

1. 当月分料金の御請求は、請求明細書を翌月初めに送付致します。
2. ご確認の上、訂正がある場合は翌月10日までにご連絡をお願いいたします。
3. 純売上額が0円以下の場合、ご請求は発生いたしません。
4. 上記の御請求額を(翌月末)までに、お振込または自動収納処理にてお支払いただきます。

### 第13条 (WEB-EDI サービスの変更、追加、廃止)

当社は、理由の如何を問わず、WEB-EDI サービスの内容の一部または全部を変更、追加および廃止することができます。但し、その場合には、当社が適当と判断する方法で、事前に契約申込者にその旨通知します。

### 第14条 (WEB-EDI サービスの異常に関する請求)

契約申込者は、WEB-EDI サービスの利用中に、当社の設備またはWEB-EDI サービスに異常を発見したときは、契約申込者自身の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧の旨請求することができます。

### 第15条 (WEB-EDI サービスの修理・復旧)

当社は、当社の設備もしくはWEB-EDI サービスに障害を生じ、またはその設備が滅失したことを当社が確認したときは、速やかにその設備もしくはWEB-EDI サービスを修理・復旧するものとします。

## 第16条 (WEB-EDI サービスの中止)

当社は、以下の各号に該当する事由により、WEB-EDI サービスの運用の全部または一部を中止することができるものとします。

- ① 前条に定める設備の修理・復旧を行う場合
- ② 当社のシステムの保守を定期的に、もしくは緊急に行なう場合
- ③ 天災、事変、その他の非常事態が発生し、WEB-EDI サービスの停止を余儀なくされる場合。もしくは天災、事変、その他の非常事態が発生する恐れがある場合に、WEB-EDI サービスの停止を乙が判断した場合
- ④ 当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合

## 第17条 (WEB-EDI サービス中止の連絡)

当社は、前条の規定により WEB-EDI サービスの運用を中止する場合は、当社が適当と判断する方法で事前に契約申込者にその旨通知します。但し、緊急の場合にはこの限りではありません。

## 第18条 (情報の削除・変更)

1 当社は、契約申込者が「WEB-EDI サービス」に登録した情報が、以下の各号の一に該当すると判断した

場合、契約申込者に事前に通知して、当該情報を削除・変更することができるものとします。

ただし緊急を要する場合には、事後に通知することができるものとします。

- ① 第27条各号の禁止行為を行った場合
- ② その他、乙が削除・変更の必要があると判断した場合。

2 当社は、本条の規定に従い利用者の情報を削除・変更したことにより契約申込者に発生した損害について、一切責任を負いません。

## 第19条 (WEB-EDI サービスの利用に伴う紛争)

契約申込者は、WEB-EDI サービスの利用に関連して、他の利用者もしくは第三者と紛争を生じた場合、自己の費用と責任で処理解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

## 第20条 (WEB-EDI サービスの利用に伴う損害)

契約申込者は、WEB-EDI サービスの利用により当社、他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合(契約申込者が、本契約上の義務を履行しないことにより当社または他の利用者もしくは第三者が損害を被った場合を含みます)、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。

## 第21条（責任の制限）

当社は、契約申込者の WEB-EDI サービス利用に関して、本契約に定められた責任以外は何ら負わないものとします。

## 第22条（誠実協議義務）

WEB-EDI サービスに関連して契約申込者と当社との間で問題が生じた場合には、契約申込者と当社で誠意をもって協議するものとします。

## 第23条（ID、パスワードの管理責任）

- 1 契約申込者は、当社が契約申込者に提供する ID、パスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとします。
- 2 契約申込者は、ID、パスワードを第三者に利用させること、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはなりません。
- 3 契約申込者は、ID、パスワードの盗難があった場合、ID およびパスワードの失念があった場合、または ID、パスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

## 第24条（不正アクセス防止の努力）

契約申込者は ID、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用、ID およびパスワードの漏洩によって生じる「なりすまし」等の第三者の不正アクセス等による損害を発生させないように努力しなければなりません。

## 第25条（パスワードの変更管理）

契約申込者は、定期的にパスワードを変更する義務があるものとし、その義務を怠ったことによって契約申込者自身もしくは乙に損害を発生させないようにしなければなりません。

## 第26条（著作権等）

契約申込者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、WEB-EDI サービスを通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定める私的理由の範囲を超える使用をすることはできません。

また、契約申込者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして WEB-EDI サービスを通じて提供される情報を使用させたり、公開させたりすることはできません。

## 第27条（禁止事項）

契約申込者は、「WEB-EDI サービス」の利用にあたって以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
- ② 当社、他の利用者もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
  
- ③ 当社、他の利用者もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそれらの恐れのある行為。
- ④ 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為、または公序良俗に反する情報を他の利用者もしくは第三者に提供する行為。
- ⑤ 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為、またはその恐れのある行為。
- ⑥ 事実に反する、またはその恐れのある情報を提供する行為。
- ⑦ 他社になりすましてサービスの運営を妨げる行為。
- ⑧ WEB-EDI サービスの運営を妨げる行為。
- ⑨ ID、パスワードを不正に使用する行為。
- ⑩ コンピュータウィルス等有害なコンピュータプログラムを、WEB-EDI サービスを通じて、または WEB-EDI サービスに関連して送信する行為、もしくは他の利用者もしくは第三者が受信可能な状態におく行為。
- ⑪ 法令に違反する行為、または法令に違反する恐れのある行為。
- ⑫ その他、当社が不適切と判断する行為。

## **第27条（禁止事項）**

この約款は日本国の法律に準拠するものとし、この約款に関する一切の争訴については大阪地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

### **附則**

1. 本約款は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。